

令和7年度 大分県内部統制評価報告書

審 査 意 見 書

大分県監査委員

監査第 549 号

令和8年8月17日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県監査委員 長谷尾 雅 通

大分県監査委員 長 野 恭 子

大分県監査委員 大 友 栄 二

大分県監査委員 阿 部 長 夫

令和7年度大分県内部統制評価報告書 の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和7年度大分県内部統制評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度大分県内部統制評価報告書

審査意見書

第1章 審査の概要

第1 審査の基準

令和7年度大分県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、大分県監査委員監査基準に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を踏まえ実施した。

第2 審査の対象

令和7年度大分県内部統制評価報告書

第3 審査の方法等

審査に付された報告書及びその基礎となる資料について

- 1 大分県知事による評価が手続に沿って適切に実施されているか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として、関係書類と調査照合し関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、慎重に審査を行った。

第2章 審査の結果

前章のとおり審査した限りにおいて、報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

第3章 審査意見

今回、内部統制運用上の重大な不備と評価された「県営都市公園の占用等許可事務の不備」の原因としては、長期占用等の許可台帳が一元化されておらず、許可更新等の確認が不十分であったことに加え、班総括や所属長による業務の進捗管理やチェックが十分機能していなかったことによるものである。

報告を受けた事例以外にも定期監査では、消防用設備の点検で幾度も不良判定を受け、消防署から再三にわたり行政指導を受けたにもかかわらず、長期間にわたり改善措置を講じなかった事例が認められた。また、産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書により処分許可事業者でない者と契約を締結している事例や、一括発注が可能な資材購入の分割発注など、過去の監査結果と同様の内容を繰り返している状況が認められた。

内部統制では、法令やマニュアルなどルールの遵守及びそれらの適正な運用等が不可欠であり、契約事務や財産管理、予算執行等について、班総括等を始めとしたチェック体制の整備と所属長自らの進行管理が求められる。

また、職場における職員への支援体制を強化するとともに、職員の法令遵守の意識を向上させるための取組も必要である。

このような認識に立ち、内部統制制度がさらに実効性のあるものとなるよう努められたい。

